



の特別措置に関する法律案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政は、巨額の公債残高を抱え、国債の利払い費も歳出予算の約二割を占めるなど、なお極めて厳しい状態にあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、まず、平成二年度までの間

に特別公債依存度から脱却し、公債依存度の引き下げに努めるという目標を掲げ、財政再建に向けて努力をしてまいりました。平成元年度予算におきましても、経済が好調に推移しているこの時期にこそ、目標達成に向けて確かな歩みを進めることが何よりも重要であると考え、緩むことなく歳出の徹底した見直し・合理化に取り組んだところであります。

その結果、特別公債発行額を前年度当初予定額に比し、一兆八千二百億円減額することができます。また、公債依存度も、前年度当初予算の一五・六%から一一・八%にまで低下しており、努力目標達成に向けて着実に歩みを進めたものになつたと考えております。

しかしながら、平成元年度におきましては、な

お財源が不足するため、特別公債の発行を行うこととするほか、国債償定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたように、特別公債の発行等、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特別公債の発行であります。

平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で特別公債を発行できることとしております。

第二は、国債償定率繰り入れ等の停止であります。

平成元年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から國債整理基金特別会計へ繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行は、行わないこととしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助に係る額から四百億円を控除して繰り入れるものとするなどの措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御賛議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

午後五時三十分散会

次回は、来る十四日水曜日午前九時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

(趣旨)

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

前項の規定による公債の発行は、平成二年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成元年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合には、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 平成元年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第四条 政府は、平成元年度における一般会計か

ら厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、同年度の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十条ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から四百億円を控除して、繰り入れるものとする。

政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に四百億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附 則

平成元年度における国の財政收支が著しく不均衡な状況にあることから、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員会議録第九号中正誤  
二七 三末一 といいますか。 といいますか、